

特定非営利活動法人プロフェッショナル・バーテンダーズ機構
定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人プロフェッショナル・バーテンダーズ機構という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、バーテンダーとバーテンダーをめざすすべての人々に対して、プロフェッショナル・バーテンダーの養成・資質の向上ならびにカクテルの創作・技術等の教育・研鑽を図る事業を行うことにより、カクテルを中心とする酒文化を発展させ、もってより豊かな生活の向上と文化の振興に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- 社会教育の推進を図る活動
- 文化・芸術の振興を図る活動
- 職業能力の開発を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動にかかる次の事業を行う。

- ① バーテンダーの養成、資質向上のためのセミナー・社会教育事業
- ② プロフェッショナル・バーテンダー資格認定事業
- ③ カクテルコンクールの開催
- ④ バーテンダーに関する広報・調査事業
- ⑤ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、メンバーをもって法上の社員とする。

① メンバー

この法人の目的に賛同し、この法人の発展向上に尽くす意思をもって入会した個人

② サポート・メンバー

この法人の目的に賛同して、この法人を援助していただく団体もしくは個人

③ ゲスト・メンバー

識見に優れ、この法人の目的を理解し、この法人の運営・活動に寄与される個人

(入会)

第7条 メンバー、サポート・メンバーの入会については、特に条件を定めない。

2 メンバー、サポート・メンバーとして入会しようとする者は、チェアマンが別に定める入会申込書により、チェアマンに申し込むものとし、チェアマンは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 チェアマンは、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

4 ゲスト・メンバーは、理事会の議を経て、チェアマンが委嘱する。

(入会金及び会費)

第8条 メンバー、サポート・メンバーは、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。ゲスト・メンバーは入会金及び会費を支払うことを要しない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

① 退会届の提出をしたとき。

② 本人が死亡し、又はサポート・メンバーである団体が消滅したとき。

③ 継続して2年以上会費を滞納したとき。

④ 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、チェアマンが別に定める退会届をチェアマンに提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- ① この定款に違反したとき。
- ② この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拋出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拋出金品は、返還しない。

第5章 役員・運営委員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- ① 理事 5名以上
- ② 監事 1名以上
- 2 理事のうち、1名をチェアマン、1名以上をバイス・チェアマンとする。

(選任等)

第14条 役員は、総会において選任する。

- 2 チェアマン及びバイス・チェアマンは、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 チェアマンは、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 バイス・チェアマンは、チェアマンを補佐し、チェアマンに事故あるとき又はチェアマンが欠けたときは、チェアマンがあらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会ならびに理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - ① 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - ② この法人の財産の状況を監査すること。
 - ③ 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - ④ 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

- ⑤ 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 チェアマン、バイス・チェアマンの任期は、3期6年を限度とする。
 - 3 役員は、満年齢が65歳に達したときに退任する。
 - 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- ① 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - ② 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議を経て、チェアマンが別に定める。

(運営委員)

- 第20条 この法人に、運営委員を置く。
- 2 運営委員は、10名以上とする。
 - 3 理事は、運営委員を兼任する。
 - 4 理事以外の運営委員は理事会の議を経て、チェアマンが任免する。
 - 5 理事以外の運営委員は、理事会に陪席し、理事の業務執行を補佐する。
 - 6 運営委員は、運営委員・ミーティングを構成し、日常の業務につき、協議する。
 - 7 運営委員は、満年齢が65歳に達したときに退任する。

(職員)

- 第21条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。
- 2 職員は、チェアマンが任免する。

第5章 総会

(種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、メンバーをもって構成する。

(権能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- ① 定款の変更
- ② 解散
- ③ 合併
- ④ 役員を選任又は解任、職務及び報酬

(開催)

第25条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- ① 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- ② メンバー総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- ③ 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第26条 総会は、第25条第2項第3号の場合を除き、チェアマンが招集する。

2 チェアマンは、第25条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席したメンバーの中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、メンバー10分の1以上の出席がなければ議決することができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席したメンバーの過半数を

もって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第30条 各メンバーの表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できないメンバーは、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他のメンバーを代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決したメンバーは、第27条、第28条、第30条第1項第2号、第50条、第51条第2項、第52条および第53条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有するメンバーは、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 日時及び場所
 - ② メンバー総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - ③ 審議事項
 - ④ 議事の経過の概要及び議決の結果
 - ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 理事以外の運営委員は、理事会に陪席し、意見を述べることができる。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- ① 総会に付議すべき事項
- ② 総会の議決した事項の執行に関する事項
- ③ 事業計画及び収支予算並びにその変更
- ④ 事業報告及び収支決算
- ⑤ 入会金及び会費の額
- ⑥ 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- ⑦ 事務局の組織及び運営

⑧ その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- ① チェアマンが必要と認めたとき。
- ② 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- ③ 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、チェアマンが招集する。

- 2 チェアマンは、第34条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、チェアマンがこれに当たる。

(議決)

第37条 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第39条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 日時及び場所
 - ② 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - ③ 審議事項
 - ④ 議事の経過の概要及び議決の結果
 - ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1名以上が署

名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- ① 設立当初の財産目録に記載された資産
- ② 入会金及び会費
- ③ 寄付金品
- ④ 財産から生じる収入
- ⑤ 事業に伴う収入
- ⑥ その他の収入

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、チェアマンが管理し、その方法は、理事会の議決を経て、チェアマンが別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、チェアマンが作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、チェアマンは、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、チェアマンが作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経、総会に報告しなければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席したメンバーの3分の2以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- ① 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
- ② 資産に関する事項
- ③ 公告の方法

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- ① 総会の決議
 - ② 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - ③ メンバーの欠亡
 - ④ 合併
 - ⑤ 破産
 - ⑥ 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、総会に出席したメンバーの4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会に出席したメンバーの過半数で決した他の特定非営利活動法人または社団法人もしくは財団法人に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会に出席したメンバーの4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、チェアマンがこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

チェアマン	上田 和男
バイス・チェアマン	佐藤 謙一
同	毛利 隆雄
同	北村 聡
理事	松本 徹
同	新橋 清
監事	中村 隆紀
同	福島 勇三
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成18年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から平成18年5月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - ① 従前の任意団体プロフェッショナル・バーテンダーズ・オーガナイゼーションの会員で引き続きこの法人のメンバーとなる者については、入会金の納付は要しない。
 - ② 前号以外のメンバー、サポート・メンバーの入会金 金5,000円
 - ③ メンバーの年会費 金10,000円
 - ④ サポート・メンバーの年会費

- a 個人 1口 50,000円 1口以上
- b 団体 1口 100,000円 1口以上

これは、当法人の定款に相違ありません。

特定非営利活動法人プロフェッショナル・バーテンダーズ機構

理 事 山 野 井 有 三